



東海市における土壌汚染について

東邦瓦斯株式会社が、東海市内の同社技術研究所において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明したため、同社から愛知県に報告があったものです。

なお、愛知県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するものです。

■対象地点

東海市新宝町507番2の一部

■愛知県からの報告内容

別紙「東海市における土壌・地下水汚染について」（愛知県記者発表資料）のとおり

問合せ	環境経済部生活環境課 担当：井上（いのうえ）、中平（なかひら） 052-613-7696、0562-38-6321
-----	---

2025 年 3 月 19 日（水）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、立石
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、荒木
内線 3050、3045
ダイヤルイン 052-954-6225

東海市における土壌・地下水汚染について

東邦瓦斯株式会社(名古屋市熱田区)が、東海市内の同社技術研究所において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

東邦瓦斯株式会社

(2) 報告年月日

2025 年 3 月 19 日（水）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県東海市新宝町^{しんぼうまち}507 番 2 の一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
セレン及び その化合物	0.034mg/L (3.4 倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	2 / 390
^ひ 砒素及び その化合物	0.068mg/L (6.8 倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	20 / 390
ふっ素及び その化合物	2.9mg/L (3.6 倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	18 / 390

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	180mg/kg (1.2倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0～0.5m	1／390

注3：() 内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり、法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
砒素及び その化合物	0.013mg/L (1.3倍) ^{注5}	0.01mg/L 以下	1／8
ふっ素及び その化合物	3.2mg/L (4.0倍) ^{注5}	0.8mg/L 以下	4／6

注5：() 内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壤の掘削除去及び地下水モニタリングを実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壤・地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を踏まえ、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

東邦瓦斯株式会社

住所：名古屋市熱田区桜田町19番18号

電話：080-8667-6307

4 調査対象地の概要

(1) 面積

37,117 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1967年頃から現在まで、東邦瓦斯株式会社の敷地の一部です。1967年頃から1985年頃までは都市ガスの製造・供給を行う工場として、1985年頃から1990年頃までは同工場及び都市ガスに関する技術開発を行う技術研究所として、1990年頃以降は同技術研究所として利用されています。

今回汚染が判明した各物質は、調査対象地内において取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・セレン及びその化合物

人にとって必須元素とされていますが、過剰なセレンの摂取は、人や家畜の健康に肝障害等の影響を与えます。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kgあたり砒素として1.5～500mgと考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)